

まま焼却するものとし、容器等の再利用は絶対に行なわないこと。

- 3 処理に直接従事する労働者が取り扱う感染性廃棄物により感染症に「り患」しないよう、安全な作業を行うこと。
- 4 感染性廃棄物を取り扱う労働者に対しては、常に健康状態を把握するとともに、最低年1回定期検診を行ない、その際HB s 抗体価等の測定及び予防接種を行うこと。
- 5 感染性廃棄物の飛散、流出、悪臭等の飛散を防止し、蚊、はえ等の発生防止に努め、施設や構内を清潔に保つこと。
- 6 感染性収納容器の取扱いには、容器を破損したり汚損しないように乱暴に投げ上げ・おろしたりせずに、丁寧に取り扱うこと。
- 7 感染性廃棄物を取り扱う者は、ゴム又はビニール製の手袋を着用し、又、作業終了時には必ず手洗いを励行すること。

解説：

- 1 感染性廃棄物とは、医療関係機関等から排出される廃棄物のうち、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物を言います。
- 2 感染性廃棄物を取り扱ったり、処理するときに注意すべき事項は、次の通りです。
 - (1) 感染性廃棄物の性状を把握するとともに、有害・危険物質の混入有無を確認し、有害性や引火性についても注意する必要があります。
 - (2) 感染性廃棄物の収集又は運搬にあたっては、感染性廃棄物が非感染性廃棄物を汚染するがないように、それぞれ区分して取り扱う必要があります。
 - (3) 容器に入った感染性廃棄物は、感染を防止する観点から他の容器に移し替えを行なってはいけません。
 - (4) 感染性廃棄物を積替え又は積替えのために保管する場合は、特定の区画に保管し、その場所は毎週消毒を行なってください。
- 3 感染性廃棄物収納容器には感染性廃棄物であること及び取り扱う際の注意すべき事項について、その文言か、もしくは「バイオハザードマーク」を表示する事が義務付けられていますので注意してください。
「バイオハザードマーク」は、「赤色」が液状又は泥状のもの、「橙色」は固形状のもの、「黄色」は鋭利なものを表しています。

第9章 最終処分作業の安全衛生管理基準

最終処分作業の安全衛生管理基準

(重機類を用いた作業)

第85条 事業者は、ブルドーザーやドラグショベル等の重機類を用いて作業を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 重機を用いて作業をする場合は、作業の安全を図るために、作業計画を定め、従事する労働者に教育を行うとともに励行させること。
- 2 埋立作業に従事する車両同士及び搬入車両との事故を防止するために、処分場の作業規則を定め労働者並びに搬入事業者に周知すること。
- 3 埋立場の地盤は、不安定な状態なのでよく確認し、走行作業をすること。
なお、地面に凹凸があり、運転者が転落する危険がある時は運転者に転落防止用ベルトを着用させること。

解説：

- 1 埋立場で重機を用いて作業をする時に注意すべきことは、まず、重機同士の接触事故による転落事故を防止すること、搬入物に混入されている危険物や有害物に起因して発生する爆発・火災に注意をすることです。
- 2 搬入物を荷卸すときに、廃棄物が落下するときがありますので、予測して作業をするようにしてください。
- 3 新たな地で埋立作業をするときは、重機の転落等を防止するため、あらかじめその場所の地形、地質の形態等を調査し、その情報に基づき、従事する労働者に安全作業の教育をする必要があります。

(覆土・転圧作業)

第86条 事業者は覆土・転圧作業を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 1日の廃棄物処分作業が終了したときに、産業廃棄物が飛散・流出するおそれがある場合は、隨時、覆土すること。
- 2 埋立中に粉じんの発生が多い時は、散水し、防じんマスクを着用すること。
- 3 埋立作業中に廃棄物に素手で触れるおそれがあるときは、保護手袋を着用すること。
- 4 腐敗性の有機物を多量に含む物は、搬入時又は埋立中に悪臭を発生するので、埋立後は即日覆土を行うこと。
- 5 大量の可燃物を埋め立てるときは、火気に注意すること。
- 6 埋立場内では火災防止のため、埋立作業中及び搬入時は禁煙とする他、消火器、その他の消防用機材を備えること。
- 7 火災を防止するため、消防用としての覆土を用意すること。

解説：

- 1 覆土・転圧作業での注意すべことは、搬入された廃棄物の中に危険・有害物が混入されていて作業中に爆発したり炎上することです。したがって、搬入された物が埋立できるかどうかを確認することが大事です。
埋立処分が禁止されているものは、次のものです。
 - (1) 廃酸・廃アルカリ
 - (2) 感染性廃棄物等
- 2 安全・衛生面の確保から廃棄物を受けるときは、覆土・転圧の作業能力に見合った廃棄物しか受け付けないようにするすることが大事です。止むをえず受けるときは、処置方法を事前に決めておくことが必要です。

(施設管理作業)

第87条 事業者は、施設の管理を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 管理型最終処分場における中和処理又はろ過処理等の施設については、配管、バルブ、擁壁等の損傷、変形、腐食等の有無に関して、定期的に点検整備を行うこと。
- 2 クレーン等の重機及び施設の点検、補修、清掃等の作業で作業者が墜落、転落の危険のおそれのある時は、手すり等を設けること。
- 3 安定型最終処分場で観測井戸の内部に入る場合は、酸素濃度、硫化水素濃度の測定等第2種酸素欠乏危険箇所として管理すること。
- 4 有機溶剤を含む廃棄物の管理型処分場
 - (1) 発生するガスの種類、濃度等を定期的に測定し、その変化に応じて必要な対策を講じるとともに結果を記録し3年間保存すること。
 - (2) 屋内の設備において使用する電気機械器具については防爆構造とするとともに、静電気による火花が発生するおそれのあるもの、その他点火源となるものを使用しないこと。
 - (3) 施設内で清掃、修理、改造等の作業を行う場合は、作業を指揮する者を指名するとともに、次の措置を講じること。
 - ア 十分な換気によりガスの除去を行うとともに、作業開始前及び定期的にガスの濃度測定を行うこと。
 - イ やむを得ず火気等を使用する場合は、換気によりガス濃度が爆発限界を下回っていることを確認した上で作業を開始すること。

解説：

- 1 貯留構造物、浸透水採取設備、浸出液の集排水施設、処理施設及び雨水の集排水施設の点検、補修、清掃等のために内部に入るときは、第57条「タンク・マンホール作業」による管理を行い、酸素欠乏症等を防止することが重要です。